

総行 行 第 7 1 号

医政発0331第20号

平成29年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

「地方自治法施行令の一部を改正する政令」等の施行について

平成27年12月22日に、地方分権改革に係る「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

これに伴い、本日付けで地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第82号。以下「改正政令」という。）及び医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第49号。以下「改正省令」という。）が公布され、本年4月1日から施行することとされています。

これらの政省令による改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

診療所の病床設置等に係る事務・権限を都道府県から指定都市に移譲するものであること。

第二 診療所の病床設置等に係る事務・権限の移譲の内容について

診療所の病床設置等に係る事務・権限（病床設置許可、病床数等の変更の許可、病床設置の届出の受理、病床数等の変更の届出の受理、療養病床を有する診療所の人員及び施設基準の条例の制定、条件付き許可、条件付き許可に伴う勧告等）を、指定都市に移譲するものとする。ただし、診療所の病床設置・増床等に関する



勧告、公的医療機関等に対する非稼働病床の削減命令等に係る事務・権限については、引き続き、都道府県の事務・権限とすること。

診療所の病床設置・増床等の許可に当たっては、指定都市の市長は、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならないものとする。

なお、指定都市への権限移譲後も、都道府県医療審議会において医療機関に対する権限行使に関して必要な事項を調査審議するものであること。

第三 施行期日及び経過措置

- 1 上記の政省令の改正は、本年4月1日から施行すること。
- 2 施行日前に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第3項の規定によりされた許可、同条第5項の規定により付された条件、同法第27条の2第1項の規定によりされた勧告、同条第2項の規定によりされた命令若しくは医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の3若しくは第4条第2項の規定によりされた届出又は施行の際現にされている同法第7条第3項の許可の申請で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行う者が異なることとなるものは、施行日以後、改正政令による改正後の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の35の規定により読み替えて適用する医療法（以下「読替え後の医療法」という。）及び同条の規定により読み替えて適用する医療法施行令（以下「読替え後の医療法施行令」という。）の規定の適用については、それぞれ読替え後の医療法第7条第3項の規定によりされた許可、同条第5項の規定により付された条件、読替え後の医療法第27条の2第1項の規定によりされた勧告、同条第2項の規定によりされた命令若しくは読替え後の医療法施行令第3条の3若しくは第4条第2項の規定によりされた届出又は読替え後の医療法第7条第3項の許可の申請とみなすこと。この場合において、読替え後の医療法施行令第3条の3後段及び第4条第2項後段の規定は、適用しないこと。
- 3 施行日前に、医療法施行令第3条の3又は第4条第2項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、読替え後の医療法施行令第3条の3又は第4条第2項の規定により指定都市の市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、これらの規定を適用すること。
- 4 施行日から起算して1年を超えない期間内において、読替え後の医療法第21条第2項の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が医療法第21条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が読替え後の医療法第21条第2項の規定に基づき条例で定める基準とみなすこと。
- 5 施行日から起算して1年を超えない期間内において、次の(1)から(3)までに掲

げる規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が当該(1)から(3)までに定める規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が次の(1)から(3)までに掲げる規定に基づき条例で定める基準とみなすこと。

- (1) 改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。(2)において「新規則」という。）第43条の3の規定により読み替えて適用される医療法施行規則第21条の2 医療法施行規則第21条の2
- (2) 新規則第43条の3の規定により読み替えて適用される医療法施行規則第21条の4 医療法施行規則第21条の4
- (3) 改正省令による改正後の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第23条の2の規定により読み替えて適用される同令附則第23条 医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第23条

○厚生労働省令第四十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）を実施するため、医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の三中「及び第四項」を「から第六項まで及び第八項から第十一項まで」に、「第二十三条」を「並びに第二十三条」に、「並びに第二十二條の四の二」を「第二十一条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の四」に改め、「指定都市」との下に「、第二十二條の四の二中「都道府県の」とあるのは「指定都市の」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と」を加える。

（医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、前条中「都道府県」とあるのは、「指定都市」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の各号に掲げる規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が当該各号に定める規定に

基づき条例で定める基準は、当該指定都市が次の各号に掲げる規定に基づき条例で定める基準とみなす。

一 第一条の規定による改正後の医療法施行規則（次号において「新規則」という。）第四十三条の三の

規定により読み替えて適用される医療法施行規則第二十一条の二 医療法施行規則第二十一条の二

二 新規則第四十三条の三の規定により読み替えて適用される医療法施行規則第二十一条の四 医療法施

行規則第二十一条の四

三 第二条の規定による改正後の医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十三条の二の規定によ

り読み替えて適用される同令附則第二十三条 医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十三条

政令第八十二号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の三十五第一項中「」第四条第一項及び」を「」第三条の三、第四条第一項及び第二項並びに」に改め、「第七条第三項及び第五項、」を削り、「第十八条、第二十一条第二項、第二十三条の二並びに第二十七条の二」を「及び第十八条」に、「病床の許可等」を「届出の受理等」に改め、同条第三項中「医療計画」の下に「（以下この条及び次条において「医療計画」という。）」を、「」とする」との下に「、同条第三項中「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、医療計画の達成の推進のため、当該診療所の所在地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならない」とを加え、「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、「許可に」との下に「、「第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この項及び次条

において「医療計画」という。」とあるのは「医療計画」とを、「与えてはならない」との下に「同条第二項中「において、」とあるのは「において、前条第三項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事が、」と、「同条第六項」とあるのは「第三十条の四第六項」と、「認める」とあるのは「認め、前条第三項の同意をしなかつた」と、「前条第四項」とあるのは「同条第四項」と、「与えないことができる」とあるのは「与えてはならない」とを加え、「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項まで」を「許可を与えない処分をし」に、「第一項の規定により前条第一項若しくは第二項の同意をしないこととし、第二項の規定により同条第三項」を「同意をしないこととし」に改め、「「第七条第五項」とあるのは「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十四条の三十五第三項の規定により読み替えて適用される第七条第五項」と、「を削り、「あつたとき」の下に「と、医療法施行令第三条の三及び第四条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、遅滞なく、その旨を当該診療所所在地の都道府県知事に通知しなければならない」」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第三項の規定によりされた許可、同条第五項の規定により付された条件、同法第二十七条の二第一項の規定によりされた勧告、同条第二項の規定によりされた命令若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の三若しくは第四条第二項の規定によりされた届出又はこの政令の施行の際現にされている同法第七条第三項の許可の申請で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後の地方自治法施行令（第七百七十四条の三十五の規定により読み替えて適用する医療法（以下この項及び第三項において「読替え後の医療法」という。）及び同条の規定により読み替えて適用する医療法施行令（以下この項及び次項において「読替え後の医療法施行令」という。）の規定の適用については、それぞれ読替え後の医療法第七条第三項の規定によりされた許可、同条第五項の規定により付された条件、読替え後の医療法第二十七条の二第一項の規定によりされた勧告、同条第二項の規定によりされた命令若しくは読替え後の医療法施行

令第三条の三若しくは第四条第二項の規定によりされた届出又は読替え後の医療法第七条第三項の許可の申請とみなす。この場合において、読替え後の医療法施行令第三条の三後段及び第四条第二項後段の規定は、適用しない。

2 施行日前に医療法施行令第三条の三又は第四条第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならぬ事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、読替え後の医療法施行令第三条の三又は第四条第二項の規定により指定都市の市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

3 施行日から起算して一年を超えない期間内において、読替え後の医療法第二十一条第二項の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が医療法第二十一条第二項の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が読替え後の医療法第二十一条第二項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

理 由

医療法の規定による診療所の病床の設置の許可等に係る事務の権限を都道府県知事から指定都市の市長に移譲する等の措置を講ずる必要があるからである。

医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（大都市の特例） 第四十三条の三 令第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合には、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七条から第九条まで並びに第二十三条並びに附則第五十条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項、第二十一条、第二十一条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の四中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第二十二条の四の二中「都道府県の」とあるのは「指定都市の」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。	（大都市の特例） 第四十三条の三 令第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合には、第一条の十四第一項、第三項及び第四項、第三条第一項、第七条から第九条まで、第二十三条並びに附則第五十条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項、第二十一条並びに第二十二條の四の二中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

○ 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置） 第二十三条 法第二十一条第二項第一号及び同条第三項の規定による医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たって従うべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき事務員その他の従業者の員数の基準は、当分の間、新規則第二十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一（三）（略） 第二十三条の二 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、前条中「都道府県」とあるのは、「指定都市」と読み替えるものとする。	附 則 （療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置） 第二十三条 法第二十一条第二項第一号及び同条第三項の規定による医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たって従うべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき事務員その他の従業者の員数の基準は、当分の間、新規則第二十一条の二の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一（三）（略） （新設）

地方自治法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（医療に関する事務） 第七百七十四条の三十五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章第一節から第三節まで並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）<u>第三条の三、第四条第一項及び第二項並びに第四条の二の規定により、都道府県が処理することとされている事務（診療所及び助産所に係る同法第七条第一項及び第二項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十二条、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条並びに同令第四条第一項及び第四条の二の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第十五条第三項及び第十八条の規定による届出の受理等、同法第七条の二三項から第七項までの規定による条例の制定等並びに同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院に係る同法第十二条の二並びに第二十九条第三項及び第六項の規定による報告書の受理等、同法第二十四条第一項の規定による</u>	（医療に関する事務） 第七百七十四条の三十五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章第一節から第三節まで並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）<u>第四条第一項及び第四条の二の規定により、都道府県が処理することとされている事務（診療所及び助産所に係る同法第七条第一項及び第二項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十二条、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条並びに同令第四条第一項及び第四条の二の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第七条第三項及び第五項、第十五条第三項、第十八条、第二十一条第二項、第二十三条の二並びに第二十七条の二の規定による病床の許可等、同法第七条の二三項から第七項までの規定による条例の制定等並びに同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院に係る同法第十二条の二並びに第二十九条第三項及び第六項の規定による</u>

制限等の命令（同法第二十二條に掲げる施設に係るものに限る。）並びに同法第二十五條第一項及び第二項の規定による報告の徴収等（同法第二十二條に掲げる施設及び記録に係るものに限る。）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、医療法施行令第四条の四の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、医療法第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、病院の開設の許可をしようとするときは、あらかじめ、第三十條の四第一項に規定する医療計画（以下この条及び次条において「医療計画」という。）の達成の推進のため、開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならぬ」と、同条第二項中「同様とする」とあるのは「同様とする。この場合において、同項中「病院の開設」とあるのは、「病床数及び病床の種別の変更」とする」と、同条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、医療計画の達成の推進のため、当該診療所の所在地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならぬ」と、同条第五項中「病院の開設」とあるのは「第一項から第三項までの規定に基づき協議を受けた都道府県知事から、病院の開設」と、「許

する報告書の受理等、同法第二十四條第一項の規定による制限等の命令（同法第二十二條に掲げる施設に係るものに限る。）並びに同法第二十五條第一項及び第二項の規定による報告の徴収等（同法第二十二條に掲げる施設及び記録に係るものに限る。）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、医療法施行令第四条の四の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、医療法第七条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、病院の開設の許可をしようとするときは、あらかじめ、第三十條の四第一項に規定する医療計画の達成の推進のため、開設地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならぬ」と、同条第二項中「同様とする」とあるのは「同様とする。この場合において、同項中「病院の開設」とあるのは、「病床数及び病床の種別の変更」とする」と、同条第五項中「病院の開設」とあるのは「第一項又は第二項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事から、病院の開設」と、「許可には」とあるのは「許可に」と、「条件」とあるのは「条件を付するよう求めがあつたときは、当該求めがあつた条件」と、同法第七条の二第一項中「において」とあるのは「において、前条第一項又は第二項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事が」と、「認める」とあるのは「認め、前条第一項又は第

可には」とあるのは「許可に」と、「第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この項及び次条において「医療計画」という。）」とあるのは「医療計画」と、「条件」とあるのは「条件を付するよう求めがあつたときは、当該求めがあつた条件」と、同法第七条の二第一項中「において、」とあるのは「において、前条第一項又は第二項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事が、」と、「認める」とあるのは「認め、前条第一項又は第二項の同意をしなかつた」と、「前条第四項」とあるのは「同条第四項」と、「与えないことができる」とあるのは「与えてはならない」と、同条第二項中「において、」とあるのは「において、前条第三項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事が、」と、「同条第六項」とあるのは「第三十条の四第六項」と、「認める」とあるのは「認め、前条第三項の同意をしなかつた」と、「前条第四項」とあるのは「同条第四項」と、「与えないことができる」とあるのは「与えてはならない」と、同条第六項中「許可を与えない処分をし」とあるのは「同意をしなかつた」と、同法第二十七条の二第一項中「ときは、」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事から」と、「都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限」とあるのは「期限」と、「勧告することができる」とあるのは「勧告するよう求めがあつたときは、当該期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告することができる。当該都道府県知事が、当該勧告の求めを行うときは、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする」と、同条第二項中「ときは、」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事から」と、「都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限」とあるのは「期限」と、「命ずることができる」とあるのは「命ずるよう求めがあつたときは、当該期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。当該都道府県知事が、当該命令の求めを行うときは、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする」と、同条第三項中「場合には、」とあるのは「場合であつて」と、「とき」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事からその旨を公表するよう求めがあつたとき」とする。

二項の同意をしなかつた」と、「前条第四項」とあるのは「同条第四項」と、「与えないことができる」とあるのは「与えてはならない」と、同条第六項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項まで」とあるのは「第一項の規定により前条第一項若しくは第二項の同意をしなかつた」とし、第二項の規定により同条第三項」と、同法第二十七条の二第一項中「第七条第五項」とあるのは「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十五第三項の規定により読み替えて適用される第七条第五項」と、「ときは、」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事から」と、「都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限」とあるのは「期限」と、「勧告することができる」とあるのは「勧告するよう求めがあつたときは、当該期限を定めて、当該条件に従うべきことを勧告することができる。当該都道府県知事が、当該勧告の求めを行うときは、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする」と、同条第二項中「ときは、」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事から」と、「都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限」とあるのは「期限」と、「命ずることができる」とあるのは「命ずるよう求めがあつたときは、当該期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。当該都道府県知事が、当該命令の求めを行うときは、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする」と、同条第三項中「場合には、」とあるのは「場合であつて」と、「とき」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事からその旨を公表するよう求めがあつたとき」とする。

限」とあるのは「期限」と、「命ずることができる」とあるのは「命ずるよう求めがあつたときは、当該期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。当該都道府県知事が、当該命令の求めを行うときは、都道府県医療審議会の意見を聴くものとする」と、同条第三項中「場合において」とあるのは「場合であつて」と、「とき」とあるのは「場合には、都道府県知事に協議するものとし、当該都道府県知事からその旨を公表するよう求めがあつたとき」と、医療法施行令第三条の三及び第四条第二項中「ならない」とあるのは「ならない」。この場合において、指定都市の市長は、遅滞なく、その旨を当該診療所所在地の都道府県知事に通知しなければならない」とする。